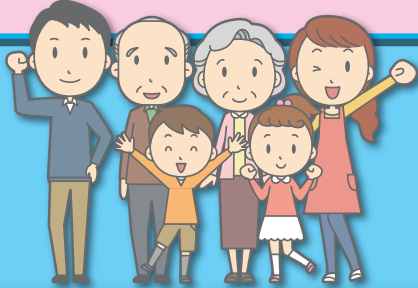


瑞浪市 まちづくり基本条例 が施行されました

平成 27 年 7 月 1 日施行



まちづくりの主役は 市民のみなさんです

瑞浪市まちづくり基本条例は、市民・議会・行政などの役割と責務を明らかにして「協働のまちづくり」を進めていくための**ルールブック**です。



どんな条例なの？

■ 市民とは…

市内で暮らす人

市内で働く人

市内で学ぶ人

市内の法人、団体等

■ 市民は、お互いに良好な関係を築きながら、 まちづくりを進めていく存在です。

ボランティア

互いに協力

地域のため
の活動



「まちづくり」ってなんだろう？

目 標

一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持って地域社会に参加でき、子どもから大人までが「幸せだな」と実感できるまちの実現

この目標に向かって市民・議会・行政が行動することが**「まちづくり」**です。

さあ、“**幸せ実感都市 みずなみ**”の実現に向け、
みんなでまちづくりを始めましょう。

若者も参加できるの？アイデアはあるんだけど…

若者が地域のまちづくり活動に積極的に参画し、地区まちづくり推進組織とともにまちづくりを展開していく場として、『**瑞浪市夢づくりチャレンジ研究室**』を設置しました。研究室では、①まちづくり事業の企画立案の実施、②まちづくり推進組織に対する事業提案（プレゼンテーション）の実施、③採択された事業をまちづくり推進組織と一緒に展開していきます。

若い力・アイデアを存分に発揮し、地域のまちづくりに積極的に参加しましょう。

用語の定義

【自治会】…一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織です。

【まちづくり推進組織】…地域のまちづくりを推進することを目的に、市内の各地区に設立され、地域内の諸団体との協働を図り、各地区の課題解消や活性化のために活動する団体です。



まちづくりの基本原則

瑞浪市まちづくり基本条例では、まちづくりの基本原則として、次の5つを掲げています。

その3

協働の原則

市民、議会及び行政は、対話に基づく信頼を基調とした対等な立場で協働を図るものとします。



すべての市民にとって快適で住みよい地域社会の実現を目指します。

その1

市民主役の原則

市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。

自分たちのできることは自分たちでやるよ!!

- 例) ・地域のゴミ拾い活動
- ・地域の防犯パトロール
- ・自主防災組織の結成
- ・自治会活動への参加
- ・地域のまちづくりイベントへの参加 など



みんなで地域を活性化しよう

その4

情報共有の原則

市民、議会及び行政は、情報を共有し、まちづくりを進めます。

まちづくりを進めるためには、情報が必要になります。市や議会は、様々な方法で情報提供をしていきます。

- 例) ・広報みずなみ
- ・市ホームページ
- ・連合自治会
- ・審議会等の公開
- ・議会報告会 など



市政やまちづくりについてもっと知ろう

その2

市民参加の原則

市民の参加が保障されます。

市政に対して、みんなの意見や考えを出すことができます。また、様々な計画等の検討の場にも参加することができます。

- 例) ・市民アンケート
- ・パブリックコメント
- ・市政直行便
- ・地域懇談会
- ・審議会等への参加 など



積極的に参加しよう

その5

効率性の原則

まちづくりは、効率的かつ効果的に進めます。

限りある資源を有効利用する必要があります。

- 例) ・事業の見直し
- ・組織の見直し
- ・人材の育成 など



みんなでチェックしよう

この原則のもと市民・議会・行政がそれぞれの役割を理解し、積極的なまちづくりへの参加が期待されます。

■ 市民まちづくり会議を開催します!!



この条例がまちづくりにおける各施策や取組などに活かされているかを検証する場が「市民まちづくり会議」です。大学教授等有識者だけではなく、市民の皆様の参加を得ながら、年1~2回の会議を開催します。

【問合せ】 瑞浪市まちづくり推進部市民協働課 〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL : 0572-68-2111 FAX : 0572-68-8749 E-mail : kyoudou@city.mizunami.lg.jp

平成 27 年 7 月発行

